

ほけんだより

4月

No.2

柳小学校

学校は、多くの子どもたちが集まって、勉強したり運動したりする場所のため、感染症が流行しやすい環境にあります。そこで、周囲への感染拡大を防ぐため、学校保健安全法により、下記の病気にかかった場合は、医師から感染症の予防上支障がないと認められるまで、登校を見合わせていただきます。出席簿は、欠席ではなく、「出席停止」の扱いになります。「出席停止」は、本人がゆっくり休んで、しっかり治せるようにするためでもあります。

なお、学校感染症にかかった場合は、学校まで速やかに連絡していただきますようよろしくお願いいたします。

学校感染症の種類		出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体が MERS コロウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（H5N1 または H7N9）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症 (令和 5 年 5 月 8 日)	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症、手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ他	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 

(名古屋市学校保健の手引きより抜粋)